

2013年度予算要求の回答書(その9)
 今回は、**7 防災対策の充実を①～⑦、
 8 子どもと教育の危機を打開するため①～②**です。

7 防災対策の充実を

① 不特定多数の人が利用する大型店、雑居ビル等の防災対策の点検を定期的に行い、改善を指導し、安全を確保すること。

不特定多数の人が利用する大型店、雑居ビル等につきましては、定期的に立入検査を実施しているほか、他都市等で死傷者を出すような大きな被害が発生した場合には、市内の類似施設の緊急立入検査などを実施し、安全性の確保に努めています。

今後につきましても、防火対象物の安全性を確保するため、引き続き定期的な立入検査などを実施し、防火安全対策の徹底を図ってまいります。(予防課)

② 共同住宅、事業所に対する耐震診断の助成、改修工事への助成制度を創設すること。

厚木市における共同住宅の現状の耐震化率の推計値は90%を超えております。

また、事業所の内、多数の方が利用する施設の特定制建築物の耐震化率の推計値は概ね80%となっております。

一方で木造戸建て住宅の耐震化率は概ね70%と低く、戸建て住宅の耐震化が課題となっておりますので、現在、木造住宅の耐震改修促進事業を最優先に展開し、その促進に努めているところでございます。

共同住宅、事業所の耐震診断及び改修工事への助成制度につきましては、耐震化率等の現状及び制度への要望等に応じてその必要性を研究してまいりたいと考えております。(建築指導課)

③ 木造住宅の耐震診断・改修工事への

助成は、本体が建築基準法改定以前の建物である混住宅についても対応できるよう、改善すること。

木造住宅の耐震診断・改修工事への助成は、昭和56年の法改正以前に建築されたものが対象となっておりますが、法改正以降に増築された部分が法改正時の床面積の2分の1未満の場合は本助成を活用することが可能となっております。(建築指導課)

④ 自治会への防災対策の助成充実とあわせて、個人の防災対策への援助・啓発の充実を図ること。

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防災対策の基本精神に立ち、市民との協働による災害に強いまちづくりに向けて、自治会(自主防災隊)が取り組む防災活動に際して、自治会活動交付金の中で運用いただき、組織の活性化と充実を図ってまいります。

また、危険ブロック塀等防災工事や木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等に対する補助制度について活用を促進するとともに、防災講習会の開催や起震車体験、パンフレットの配布等を通じ、防災意識の啓発に努めてまいります。(危機管理課)

⑤ 各小中学校の井戸設置の検討を進め、災害時および学校教育用に活用すること。

小中学校への井戸の設置につきましては、活用方法と併せて検討してまいります。(学校施設課)

⑥ 防災訓練により多くの市民が参加できるようメニューを工夫し、指導すること。

本市におきましては、大規模災害に備え、自主防災隊や企業を始め、関係団体等と連携し、地域の特性を活かした実践的な防災訓練を実施しております。

今後におきましては、図上訓練等の新メニューの充実を図り、多くの市民に参加いただけるよう自主防災隊と調整し、あらゆる角度から地域防災力の向上に取り組んでまいります。(危機管理課)

⑦ 災害時要援護者支援制度について周知を図り、対象者の登録を進めること。

災害時要援護者支援制度についての周知を図るため、厚木市内各地区市民センターへの災害時要援護者支援制度案内チラシの布置や、厚木市ホームページでの掲載を行っております。

また、広報あつぎでも制度開始以来、数度にわたって掲載を行い、今年度については平成24年11月1日号の広報あつぎで災害時要援護者支援制度の周知を行いました。さらに、民生委員・児童委員の皆様の御協力の下、日ごろ市民の皆様へ周知を図っております。

今後も災害時要援護者支援制度についての周知を図り、登録の促進に努めてまいりたいと考えております。(福祉総務課)



8 子どもと教育の危機を打開するために

① こども育成条例(案)については、「子どもの権利条約」に基づき、実効性をはかること。

厚木市子ども育成条例につきましては、子どもの権利条約を含む子どもの育成に関わる法令等との整合性を図り、実効性のあるものとするよう努めてまいります。(こども育成課)

② いじめ、不登校、学級崩壊などの実態の把握に努め、その解決のために学校・地域・家庭で総力を挙げて取り組むこと。

学校は、児童・生徒が安心して安全に生活できることが一番であり、そのためにも、いじめや不登校、学級崩壊などの実態把握や早期対応、未然防止に向けた取組が大変重要であります。

各学校におきましては、あらゆる教育活動の中で児童・生徒の表情や行動などについて、小さな変化も見逃さないよう、正確な実態把握に努めております。また、家庭や地域との連携において、地域での児童・生徒の様子を把握するよう取り組んでいるところです。

それらを通じて得た児童・生徒が発したサインを教職員全体で共有し、学校組織全体で迅速にその実態に応じた対応をしております。また、必要に応じて、PTAの会議や保護者会等において情報提供や意見交換を行い、学校・保護者・地域が一体となって早期対応や未然防止に向けた取組をしております。

教育委員会では、今年度、教職員のいじめに対する意識を高めるため、セルフチェックシートを各学校に配布しました。今後も引き続き、学校訪問や研修会等を通して、児童・生徒の発するサインをしっかりと受けとめることができるような教員の感性や指導力の向上に努めるとともに、学校・地域・家庭で総力を挙げて課題解決ができるよう支援してまいります。

不登校児童・生徒についての実態把握と問題の解決につきましては、市立各小・中学校への計画訪問を毎月実施し、不登校児童・生徒の実態の詳細な把握に努めており、来所相談、訪問相談及び適応指導教室における学校復帰に向けた支援等を通して、学校との連携を密に取り合いながら課題解決に取り組んでおります。

(学校教育課、青少年教育相談センター)

